

長崎市まちなか賑わいづくり活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、まちなかの賑わいの創出に寄与するための活動を行う市民、地域団体等に対し、予算の範囲内において長崎市まちなか賑わいづくり活動支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「まちなか」とは、概ね別図に示す区域をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、まちなかにおいて行う次に掲げる活動とする。

- (1) 情報紙の発行等地域の魅力を発信する活動
- (2) 町家の店舗出店等歴史的建造物等を活用する活動
- (3) 暖簾市、軒先市等街並みの連続性を高める活動
- (4) オリジナル商品づくり等地域の資源を活かした商品の開発に係る活動
- (5) 地場産業との連携による長崎の伝統産業を活かした活動
- (6) その他市長がまちなかの賑わいの創出に効果があると認める活動

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる活動は補助対象事業としない。

- (1) 政治、宗教活動等を目的とするもの
- (2) その他市長が適当でないと認めるもの

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 市内に在住する個人
- (2) 市内に事業所を有する法人又は任意団体
- (3) その他市長が適当であると認める者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第6条 補助金は、補助対象事業に要した補助対象経費の合計額の5分の4以内の額

(1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、その額が500,000円を超えるときは、500,000円を上限とする。

(補助対象者の公募)

第7条 市長は、補助金を交付する者を別に定める方法により公募するものとする。

2 前項の規定による公募に申込みをしようとする者は、市長が定める期日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業計画書（第1号様式）
- (2) 長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業収支予算書（第2号様式）

(交付の申請)

第8条 規則第3条第1項に規定する市長が定める期日は、補助対象事業を行う年度の2月末日とする。

2 規則第3条第1項第1号の事業計画書は、長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業計画書によるものとする。

- 3 規則第3条第1項第2号の収支予算書は、長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業収支予算書によるものとする。
- 4 規則第3条第2項の規定により、同条第1項第3号の書類の添付は、省略するものとする。
- 5 補助金の申請をしようとする者は、当該申請時に補助対象事業に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）第30条に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りでない。

（交付の決定）

第8条の2 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の決定は、長崎市附属機関に関する条例（昭和28年長崎市条例第42号）に規定する長崎市まちなか賑わいづくり活動支援補助金交付審査会の審査を経て、これを行うものとする。

（申請の取下げ）

第9条 規則第7条第1項に規定する別に定める期日は、規則第6条第1項に規定する補助金等交付決定通知書を受領した日から10日を経過した日とする。

（補助対象事業の変更）

第10条 規則第5条第1項第1号に規定する市長が認める軽微な変更は、事業内容の大幅な変更を伴わず、かつ、変更することにより事業の効果を高めると認め

られる総事業費の20パーセント以内の変更とする。

(実績報告書)

第11条 規則第12条に規定する別に定める期日は、補助対象事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了した日の属する年度の翌年度の4月5日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条第1号の収支計算書は、長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業収支計算書(第3号様式)とする。

3 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業完了報告書(第4号様式)
- (2) 補助対象経費の支出がわかる領収書等書類
- (3) 補助対象事業に係る活動がわかる写真等書類

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 第8条第5項ただし書の規定により補助金の交付の申請をした者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかである場合には、これを補助金の額から減額して実績報告をするとともに、仕入れに係る消費税等相当額報告書(第5号様式)により報告しなければならない。ただし、規則第12条に規定する実績報告書を提出した後において仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、仕入れに係る消費税等相当額報告書により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は当該金額の返還を命ずるものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則 (平成24年5月16日告示第377号)

この要綱は、告示の日から施行し、平成24年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成25年3月29日告示第196号）

（施行期日）

1 この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市まちなか賑わいづくり活動支援補助金交付要綱の規定は、平成25年度の予算に係る補助金から適用する。

附 則（平成26年4月10日告示第258号）

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第5条関係）

補助対象経費
(1) 賃金
(2) 報償費
(3) 旅費
(4) 需用費
(5) 役務費
(6) 委託料
(7) 使用料及び賃借料
(8) 工事請負費
(9) 原材料費
(10) その他市長が特に必要と認める経費

第1号様式（第7条、第8条関係）

長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業計画書

年 月 日

（あて先）長崎市長

事業名	
実施者	住所 氏名 ㊟ （団体の場合は、団体名及び代表者氏名） 連絡先
事業費	円
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
目的	
内容	
計画 ・ 実施予定場所 ・ 事業スケジュール	
期待される効果	
活動の展望	

第2号様式（第7条、第8条関係）

長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業収支予算書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

氏名

印

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

1 収入の部

（単位：円）

区分	予算額	備考
① 補助金		
② 自己資金		
③ その他		
合 計		

2 支出の部

（単位：円）

区分	予算額	備考
合 計		

第3号様式（第11条関係）

長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業収支計算書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

氏名

印

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

1 収入の部

（単位：円）

区分	決算額	備考
① 補助金		
② 自己資金		
③ その他		
合 計		

2 支出の部

（単位：円）

区分	決算額	備考
合 計		

第4号様式（第11条関係）

長崎市まちなか賑わいづくり活動支援事業完了報告書

年 月 日

（あて先）長崎市長

事業名	
実施者	住所 氏名 ㊟ (団体の場合は、団体名及び代表者氏名) 連絡先
事業費	円
事業実施期間	年 月 日～ 年 月 日
事業の実施内容	
事業の効果等	
今後の取組み	

第5号様式（第12条関係）

仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

（あて先）長崎市長

住所

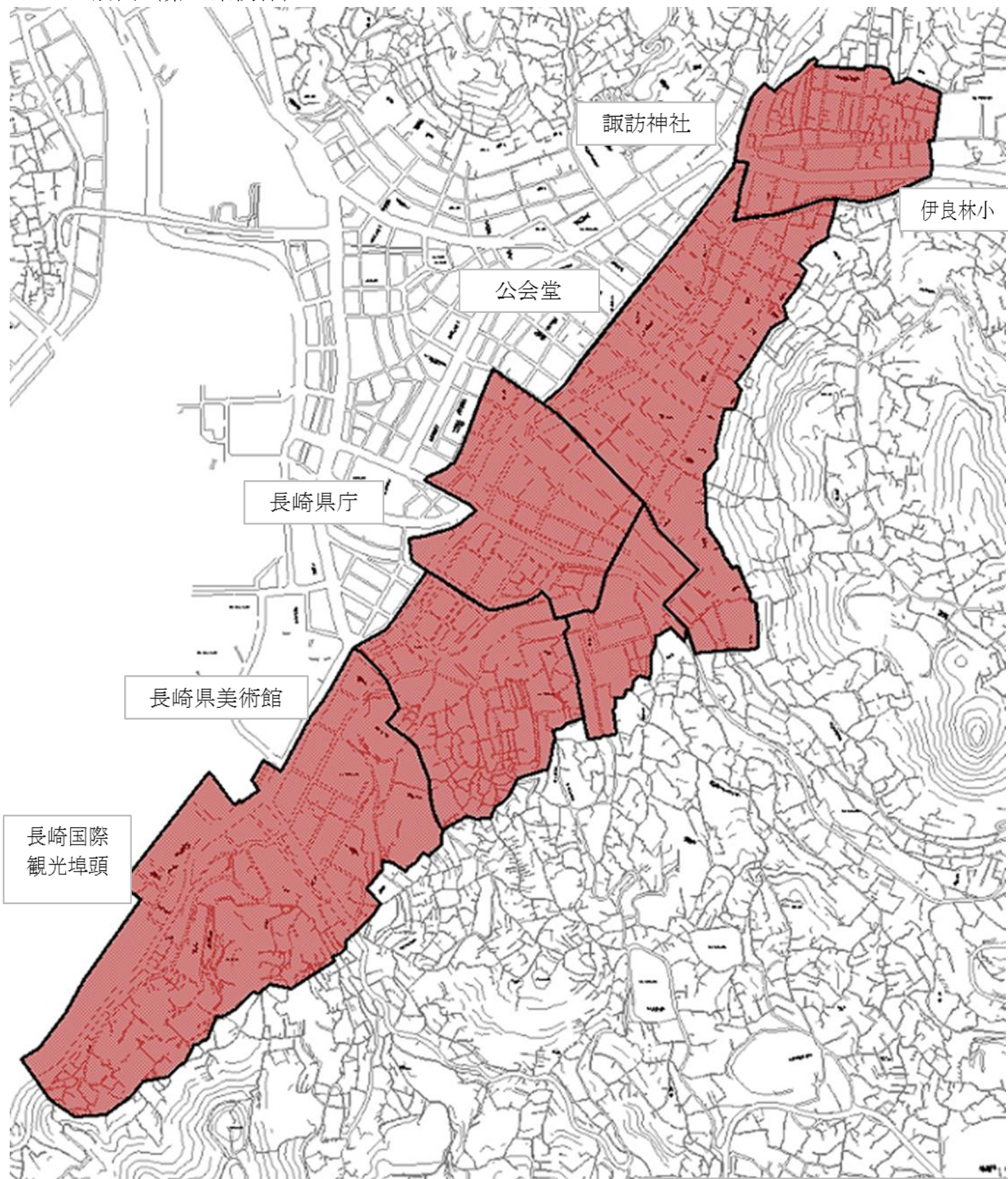
氏名 ㊟

（団体の場合は、団体名及び代表者名）

年 月 日付 第 号をもって交付決定通知（又は確定通知）があった助成金に係る仕入れに係る消費税等相当額について、長崎市まちなか賑わいづくり活動支援補助金交付要綱第12条の規定により、次のとおり報告します。

- 1 補助金額（市長が交付決定通知（又は確定通知）により通知した額）
円
 - 2 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
円
 - 3 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う助成金に係る消費税及び
地方消費税に係る仕入控除税額 円
 - 4 補助金返還相当額（3－2） 円
 - 5 仕入れに係る消費税等相当額の積算内訳
- ※ 添付書類 市長が必要と認める書類

別図（第2条関係）



<凡例>



: まちなか